

高校生地域活動支援事業補助金 募集要項



西脇市 市長公室経営戦略課

1 目的

高校生が取り組む地域振興や地域貢献に関する活動に対して補助金を交付し、活力ある地域社会の実現と将来を担う人材の育成を図ることを目的としています。

2 補助対象者

西脇市内に所在する学校教育法に規定する高等学校に在籍する生徒5人以上で構成した団体が対象となります。

3 補助対象事業

地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に、市域を対象に実施する事業又は市内で成果を得るために不可欠な市外で実施する事業とします。

<ポイント>

- ・新規性や発展性が認められるものを対象とします。既存の事業（軽微な変更を伴うものを含む。）は対象となりません。
※新規性…学校やグループとしての新たな取組であること。
※発展性…過去に実施した取組をブラッシュアップして次の段階へと展開しようとするもの
- ・教育課程の中で実施される、地域課題等を題材とした探究活動（実践的な活動を伴うもの）も対象になり得ます。
- ・営利目的の事業や政治活動に関わる事業などは対象外となります。

4 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち下表に定める経費とします。ただし、国、県、市及び市の外郭団体から補助金等を受ける経費を除きます。

項目	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	事業実施に必要な機器、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費	
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料等
手数料	クリーニング代、検査手数料等
保険料	事業実施のために加入するボランティア保険料、行事保険料等
使用料及び賃借料	機器、車両等の借上料、会場使用料等
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

<ポイント>

- ・ 交付決定日から令和8年2月29日（原則）までに支出された経費が対象となります。
- ・ 通常学校で備えるべき物品や汎用性が高い備品等の購入については、補助対象外となります。適宜ご相談ください。
- ・ 事業に直接関係ない経費（イベント終了後や事業期間終了間際における消耗品、物品等の購入など）や学校の経常経費（生徒への資料配布に係る印刷代など）なども補助対象外となります。

5 補助金額等

- (1) 予算の範囲内で補助対象経費の10割以下の額を補助します。ただし、1団体につき10万円を上限とします。
- (2) 補助対象事業が、次の要件を全て満たす事業である場合は、前号に定める額に5万円を上限に加算（合計最大15万円）して交付することができるものとします。
 - ア SDGsの17のゴール（目標）のうち、2つ以上のゴールの達成につながる取組であること。
 - イ SDGsの理念又は取組を普及啓発につながる事業であること。

<ポイント>

- ・ 別紙「SDGs取組提案書」により、SDGsの達成につながる取組であることを説明してください。
- ・ 一つのSDGs取組で複数のゴールの達成につながる場合はもちろんのこと、複数のSDGs取組を組み合わせることで複数のゴールの達成につながる場合も対象となり得ます。
- ・ SDGsを踏まえた社会課題等を明示にした上で、当該SDGs取組を通じてどのような社会の姿を実現したいかを記載してください。
- ・ SDGsの理念やSDGs取組の目的を、事業実施主体（生徒自身）や事業対象者（直接の事業の相手方）に伝える取組を組み込んでください。また、記者発表や広報媒体の活用などにより、市民や社会全体に広く発信するよう努めてください。
- ・ 従来から実施されてきた普遍性の高い活動については、加算の対象外とします。（例：「地域のゴミ拾いなどの清掃活動」「学校の備品等を省エネ設備に交換する活動」「学校で行う募金活動」「学校で行うリサイクル・リユース活動」など）

- (3) 補助金の交付は、1年度1団体1事業となります。

6 活動成果の報告

活動報告会に出席し、活動状況を報告いただきます。

7 補助金交付の流れ



西脇市高校生地域活動支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高校生が取り組む地域振興又は地域貢献に関する事業に対し、市が交付する西脇市高校生地域活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「高校生」とは、西脇市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校に在籍する生徒をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の要件及び補助対象団体の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体との協働による事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。ただし、国、県、市及び市の外郭団体から補助金等を受ける経費を除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより、市長が必要と認める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数限度等は、別表第1に定めるところによる。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、西脇市高校生地域活動支援事業企画書(様式第1号。以下「企画書」という。)に団体概要書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(事業の採択)

第7条 市長は、前条に規定する企画書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を西脇市高校生地域活動支援事業企画書(採択・不採択)通知書(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付手続)

第8条 採択の通知を受けた団体は、補助金の交付申請手続を行うものとする。

2 補助金の交付手続その他必要な事項は、西脇市補助金等交付規則(平成17年西脇市規則第45号)によるものとする。

(活動報告会等への出席)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、市長が活動報告及び団体等相互の交流、意見交換等をする機会として、活動報告会を開催する場合には、これに出席し、活動状況を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の西脇市高校生地域活動支援事業補助金交付規程の規定により交付決定をした補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第5条関係）

補助対象事業の要件	次の要件を全て満たす事業であること。 (1) 市域を対象に実施する事業又は市内で成果を得るために不可欠な市外で実施する事業 (2) 地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に実施する事業
補助対象団体の要件	5人以上の高校生で構成する団体
補助金の額	10万円を上限とし、かつ、補助対象経費の10割以下の額で、市長が必要と認めた額とする。ただし、補助対象事業が次の要件を全て満たす場合は、15万円を上限とする。 (1) SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、2つ以上の目標の達成に資する事業であること。 (2) SDGsの理念又は取組を普及する事業であること。
交付回数の限度	補助金は1年度1団体1事業のみとする。

別表第2（第4条関係）

項目	内容
報償費	講師謝礼等
需用費	
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
燃料費	事業実施に必要な機器、車両等の燃料費
食糧費	講師等の賄い費
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷費
役務費	
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料等
手数料	クリーニング代、検査手数料等
保険料	事業実施のために加入するボランティア保険料、行事保険料等
使用料及び賃借料	機器、車両等の借上料、会場使用料等
※ 上記にない経費については、別途協議して決定する。	

様式第1号（第6条関係）

西脇市高校生地域活動支援事業企画書

年 月 日

西脇市長 様

所在地 _____

学校名 _____

学校長名 _____

団体名 _____

代表者名 _____

1 事業概要

事業名	
事業費	円
交付要望額	円
事業対象地域	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業目的及び期待される効果	
事業内容	<p>(1) 実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>(2) 場所</p> <p>(3) 参加予定人員</p> <p>(4) 事業内容（※）</p> <p>(5) その他</p>

※ 新規性や発展性が分かるように記載してください。

※ SDGsの達成につながる取組に対して、補助金額の加算を希望する場合は別紙「SDGs取組提案書」を添付してください。

(別紙)

SDGs 取組提案書

取組を通じて達成を目指すSDGsのゴール	※欄外から、2つ以上ゴールのアイコンを貼り付けてください。
解決したい社会の問題(1)	※取組を通じて解決したい社会の問題について、選択したSDGsのゴールとの関連を念頭に置いて記載してください。
実現したい社会・地域の姿(2)	※上記(1)を踏まえて、どのような社会や地域の姿を実現したいか、目指しているか記載してください。
取組内容	※上記(2)の実現に向けて取り組む内容を記載してください。 (企画書に書き尽くしている場合は省略可)
備考	※その他補足等があれば記載してください。



団体概要書

学 校 名		
団 体 名		
代 表 者 名		
所 在 地	(〒 -)	
担 当 教 諭	氏 名	
	電 話	F A X
	E-mail	
主 な 活 動 内 容		
活 動 の 経 緯 ・ 実 績		
構 成 員 数	人	
添 付 書 類	活 動 内 容 が わ か る 書 類 を 添 付 し て く だ さ い 。	

様式第3号（第7条関係）

所在地 _____

学校名 _____

学校長名 _____ 様

団体名 _____

代表者名 _____ 様

西脇市高校生地域活動支援事業企画書（採択・不採択）
通知書

年 月 日付で提出のありました西脇市高校生地域活動支援事業企画書につきまして、その事業を次のとおり採択・不採択いたしましたので、西脇市高校生地域活動支援事業補助金交付規程第7条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長

印

1 事業名

2 交付予定額

3 理由

4 条件

西脇市長 片 山 象 三 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

補助金等交付申請書

下記のとおり補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名等
- 2 補助事業等の目的及び内容 別紙事業計画書のとおり
- 3 交付申請額
- 4 事業費

事業費	財 源 内 訳				備 考
	市補助金	市以外の補助金	寄附金その他	一般財源	

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

事業名				
施行事業	経費の区分	事業内容	金額	備考
補助事業着手		年 月 日	完了	年 月 日
事業の目的				
事業効果				
その他参考事項				

様式第3号（第6条関係）

西脇市指令第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

補助金等交付決定書

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、西脇市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長 片山象三

1 事業名

2 交付金額

3 条件

西脇市長 片 山 象 三 様

住所又は所在地

氏名又は名称

補助事業等実績報告書

補助事業等が完了しましたので、その実績を次のとおり報告します。

記

1 事業名等

2 交付番号 西脇市指令第 号
及び年月日 年 月 日

3 交付決定額

4 事業期間 着工 年 月 日、完了 年 月 日

5 事業費

区 分	事業費	財 源 内 訳				備 考
		市補助金	市以外の補助金	寄附金その他	一般財源	
交 付 決 定 額						
実 行 額						
差 引 増 減 額						

6 事業の成果

補助事業等の事業費明細書

経費の明細	財源内訳				金額
	市補助金	市以外の補助金	寄附金 その他	一般財源	

様式第 8 号（第 13 条関係）

西脇市指令第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

補助金等の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助事業等実績報告書に基づき、補助金等の額を次のとおり確定したので、西脇市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

西脇市長 片 山 象 三

- 1 事 業 名
- 2 補助金等の額

番 年 月 号 日

西脇市長 片 山 象 三 様

住所又は所在地

氏名又は名称

補助金等交付（概算払）請求書

補助金等を下記のとおり（概算）請求します。

記

請求額 金 円

ただし、 事業として

振 込 先	口座名義 (カナ)								
	銀行名								
	支店名								
	預金種別		口座番号						